



社会福祉法人ル・プリ  
奨学生募集 案内

2019 年度

## 1 奨学金事業の創設について

本奨学金は、障害福祉、高齢者福祉、児童福祉等の分野での実践者を目指し、大学、短大、専門学校に就学している学生に対して、将来の実践の場を提供するとともに、在学期中の勉学環境を支援するために、当法人が運営をするものです。

貸与型奨学金ですが、当法人に就職し、各社会福祉事業の直接支援者として働くことを希望する学生を対象としています。また、当法人に就職し一定の期間働いた場合には、奨学金の返済が免除されます。

本奨学金の申請にあたり、学生個人が、上記の本奨学金の趣旨を理解していただいたうえで、直接法人に申請をしてください。

当法人の事業内容については、ホームページ（アドレス <http://le-pli.jp/>）をご覧ください。また、ご不明の点があれば、法人ホームページの「奨学金問い合わせ」をクリックして質問事項を入力してください。

## 2 学生の資格

四年制大学の学部生、短期大学の学生、専修学校（専門課程に限る。）の学生（いずれも通信制及び夜間制を除く）であること。

在籍学部の制限はありませんが、実践の場（職場）によっては、保育士資格の取得や児童指導員資格に定められる学科及び課程を修めて卒業する必要があります。希望する職場がそうした職場である場合には、履修科目等について十分検討してください。

## 3 奨学金額

(1) 奨学金 50,000円（月額）

(2) 入学金助成金 200,000円（入学年度の第1学年生に限る。）

※第1学年生の場合、年額80万円、第2学年生以上年額60万円

## 4 他の奨学金との併用

全ての貸与型奨学金、日本学生支援機構（JASSO）・地方自治体・公的機関からの給付型奨学金との併用は可

本奨学金と同様に、奨学金の貸与（給付）主体に奨学生が職員として勤務する（意思がある）ことを条件とする、他の奨学金との併用はできません。

## 5 募集概要

### (1) 応募（受付）期間

2019年6月3日（月）～2019年7月31日（水）

### (2) 募集人数 40名程度

## 6 応募方法

(1) 本案内から奨学金申請書をダウンロードし、必要事項と小論文（本人の将来への決意）を自筆で記入してください。記入にあたっては、9の注意事項に従ってください。

(2) 申請書、小論文のほか、次の書類を揃えて郵送してください。

ア 振込口座届け（届出書は、本案内からダウンロードして記入してください。）

イ 履歴書（書式は案内からダウンロードして記入してください。顔写真貼付のこと）

ウ 申請者本人の住民票1通（発行から6か月以内、マイナンバー記載なし）

エ 在学証明書（原本：学校所定の様式で可）1通

オ 直近の成績証明書（原本：学校所定の様式で可）1通

※第1学年在籍者については、卒業高等学校（専修学校高等課程を含む）長が作成する調査書（高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書＜原本＞）

(3) 書類の送付にあたっては、1通にすべての書類を入れてください。（郵送料は申請者負担です。）

## 8 申請書提出について

### (1) 郵送先

〒241-0812 横浜市旭区金が谷550

社会福祉法人ル・プリ 法人本部 担当 桑折 宛て

### (2) 締め切り

2019年7月31日（水曜）（7月31日消印有効）

## 9 申請書記入にあたっての注意事項

### (1) 申請者欄

- ア 住所、氏名欄には、住民登録地及び申請者本人の氏名を記入
- イ 連絡先TELは、本人への連絡がつく固定電話番号あるいは携帯電話番号
- ウ 在学学校名は、学校名のほか学部・学科名、学年まで記入

### (2) 貸与希望期間

今回の申請をもって、卒業年度末までの申請を行うこととなりますので、申込者各自の就学先を最短で卒業する年度の3月までの期間を記入してください。

例1 2019年4月に四年制大学に入学した場合には、2023年3月まで

例2 2019年4月に短期大学第2学年に在学の場合、2020年3月まで

例3 2019年4月に専修学校（3年制）3学年に在学の場合、2020年3月まで

### (3) 保証人

ア 申請者が、申請時に20歳未満の未成年である場合は、保証人欄は法定代理人（親権者又は未成年後見人）にあたる方の同意を得て、署名をしてもらってください。

イ 申請者が、成人である場合には、有職者であり独立して生計を維持している方の同意を得て、署名をしてもらってください。

### (4) 小論文（将来への決意）について（重要）

就学先において、今後学びを深めていこうと考えている分野、あるいは現に在籍するゼミ等での研究テーマなどについて、その取り組み（調査や実習）の姿勢や活動過程についての説明のほか、当法人が実施する社会福祉事業（法人ホームページを参照）の中で、ご自身が実践の場として働こうと考えている職場（分野）について、その意気込みを含めて記載してください。

また、「2学生の資格」でも説明をしていますが、当法人内の事業所・施設のうち、保育所や児童福祉施設（養護施設や福祉型障害児施設）を希望する場合には、国家資格としての保育士資格や実際に働くにあたり必要となる資格（任用資格）として社会福祉士・精神保健福祉士資格、幼稚園、小・中学校、高等学校の教員免許所持など条件とされる場合がありますので、そうした受験資格等を得る課程を修める予定であるかどうかについても記載してください。

## 10 選考等について

- (1) 8月中旬までに書類選考を行い、一次の合否結果を通知します。
- (2) 一次選考合格の方については、合格通知のほか二次選考についての案内をお知らせします。
- (3) 二次選考の合否結果（最終結果）については9月上旬を予定しています。

## 11 採用者の手続き

奨学生に決定した方は、法人所定の誓約書を提出していただきます。また、奨学金貸付契約書を法人との間で締結していただきます。

## 12 奨学生の義務

奨学生は以下の届出の義務を負います。

- (1) 居住先に変更があったとき
- (2) 休学、復学、留年、留学、転学等の異動があったとき
- (3) その他本人の身分及び保証人に変更があったとき
- (4) 各学年での成績通知

## 13 奨学金の打ち切りと返済

次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を打ち切るものとします。あわせて、すでに貸与された奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一括返済しなければなりません。

- (1) 就学先の大学等を退学した場合又は卒業が不可能となった場合
- (2) 心身の故障のため就学の見込みがなくなると認められる場合
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められる場合（留年を含む）
- (4) 奨学生が、奨学金の貸与を自ら辞退した場合
- (5) 奨学生が上記にある義務を怠った場合
- (6) 虚偽の申請その他不正な手段をもって奨学金の支給を受けた場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められる場合

## 福) ル・プリ 奨学金事業 よくある質問

### 1 応募資格

Q1 卒業後は、社会福祉法人ル・プリが実施する社会福祉事業で働くことが要件ですか

A 応募については、当法人で実施する社会福祉事業に従事する意欲のある学生を対象としています。

Q2 進学した大学、短期大学、専門学校によって応募制限がありますか。

A 国内の大学、短期大学、専門学校であれば制限はありません。

Q3 入学した学部・学科によって応募の制限がありますか。

A 学部・学科の制限はありませんが、働きたいと考えている施設（例えば、保育園や障害児施設や児童養護施設など）によっては、保育士資格や児童指導員任用資格が必要となります。

Q4 専門学校の高等課程の学生は対象となりますか。

A 高等課程の学生は対象となりません

Q5 世帯収入による制限はありますか。

A 世帯収入の制限は設けていません。

Q6 大学院生は応募できますか。

A 大学院生は対象としていません。

Q7 海外からの留学生は応募できますか。

A 日本国内の大学等に就学し、当法人の事業に従事する意欲があれば、応募可能ですが、小論文等の内容等について、日本の学生同じ基準で審査します。

Q8 応募に学年の制限はありますか。

A それぞれの大学、短大、専門学校での学年の制限はありませんので、入学初年度の1年生から卒業を控えた最終学年の学生まで応募できます。

Q9 他の奨学金を受けていても応募できますか。

A おおむね他の奨学金（給付型及び貸与型）との併用は可能です。ただし、本奨学金と同様に奨学金事業実施主体への就職及び就職意向の意思表示を条件とする奨学金との併用はできません。

Q10 在学する大学等で授業料減免制度が適用されていますが併用できますか。

A 併用できます。

Q11 法人に就職するときに、資格が必要とされることがありますか。

A Q3 においても説明をしていますが、保育園で働くためには、保育士資格が必要となります。また、児童福祉施設では保育士資格又は児童指導員として任用される資格が必要となります。

児童指導員として任用されるために必要な資格等の例

- ① 社会福祉士の資格を有する者
- ② 精神保健福祉士の資格を有する者
- ③ 大学の学部で社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ④ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

Q12 必要な資格が取得できなかった場合はどうなりますか。

A 働くうえで必要な資格が取得できない場合は、当該職場以外のところで働くこととなります。

Q13 どの程度の期間法人で働くと奨学金の返還が免除となるのですか。

A 奨学金の受給期間に相当する期間、働くことで免除となります。例えば四年制大学の第1学年から第4学年までであれば、4年間の就労期間、第3学年から第4学年であれば2年間の就労期間があれば免除となります。

## 2 選考について

Q1 面接はありますか

A 一次選考において書面審査を行い、二次選考で面接を行う予定としています。



Q2 学力の基準はありますか。

A 一次選考において、小論文及び成績表等をもとに総合的審査を行うこととして  
います。成績表について一律的な合否基準は設けていません。

### 3 採用後

Q1 奨学金はいつ支給になりますか

A 現時点での予定では、9月に第1回目として4月～9月の6か月分、11  
月に10月～11月の2か月分、3月に12月～3月の4か月分を予定し  
ています。

Q2 奨学生となった場合の義務はどのようなものですか。

A 毎年度の成績証明書の提出と、留年、休学、停学、退学など学生の身分に  
かわる件について報告をしていただきます。また、保証人等にも変更があ  
った場合には同様に報告をしていただきます。

Q3 海外留学をする場合は打ち切りですか。

A 単位認定される交換留学生の場合は継続しますが、休学しての留学の場合  
は停止となります。復学後、従前の就学を継続する場合には意思確認等を改  
めて行ったうえで支給の再開を検討します。

Q4 病気やケガでやむなく休学をする場合には奨学金は打ち切りですか

A 診断書の提出をしていただき、そのうえで事情を考慮します。

Q5 奨学金を受給後に別な大学等に編入、転入した場合には奨学金は打ち切りですか

A 改めて再審査を行うこととします。

Q6 成績が落ちてしまった場合、奨学金の停止はありますか。

A そのことのみをもって打ち切りとはしませんが、成績不良の状態が改善しないようであれば、奨学金継続の可否について検討させていただきます。

Q7 留年してしまいました。奨学金はどうなりますか

A 進級できず留年となった場合は支給の打ち切りとなります。(支給分は返還となります。)

# 社会福祉法人ル・プリ 奨学金貸与規程

## (目 的)

第1条 奨学金は、社会福祉法人ル・プリ（以下「法人」という。）が行う社会福祉事業の運営理念を理解し、法人の運営する事業所・施設における利用者支援を担う人材の確保・育成を目的とする。

## (対象者の資格)

第2条 本奨学金の貸与対象者は、次の各号の要件を満たす者とする。

1. 本奨学金の主旨を認め、法人が行う社会福祉事業において利用者支援を行う職員として必要な知識・技能を習得するため、学校教育法第83条に規定される大学、同法第108条に規定される短大、同法第124条に規定される専修学校（専門課程に限る。）（以下、「大学等」という。）に在学又は、就学予定者（入学を許可された者）であつて、卒業後、法人に常勤職員として勤務することを希望する者
  2. 他の同種の奨学金の貸与を受けていない者
- 2 前項第2号に定める「同種の奨学金」とは、奨学金の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意思があることを条件とするものをいう。

## (申請の手続き)

第3条 本奨学金を希望する者は、次の書類を一括して当法人に提出しなければならない。

1. 奨学金申請書（様式第1号）
2. 振込口座届（様式第2号）
3. 本人の自筆の履歴書（写真添付）
4. 住民票
5. 入学許可書及び在学証明書（学校所定のもの）
6. 成績証明書（就学予定者は卒業高等学校長が作成する調査書）
7. その他、当法人が必要と認めたもの

## (審 査)

第4条 奨学金は次の審査を経て決定する。

1. 理事長は提出された申請書等を審査し、一次選考対象者を選定する。
2. 理事長は前項において一時選考者となった者について面接し、最終選考者を決定する。
3. 第1号の選考において十分な審査が行われたと判断されたときは、第2号の審査を省略することができる。

4. 審査結果の通知は、奨学金貸与決定通知（様式第3号）にて、すみやかに本人に通知する。
- 2 奨学金貸与決定通知を受理した者は、すみやかに、理事長に対して奨学生誓約書（様式第4号）を提出しなければならない。

（契 約）

第5条 前条項第2項の誓約書を提出した者（以下、「奨学生」という。）は、当法人との間で奨学金貸借契約を締結し、契約書（様式第5号）を作成する。

（貸与額と支払い時期）

第6条 奨学金の貸与基準と支払いは次のとおりとする。

1. 貸与期間：奨学金の貸与が承認された年度の4月分から就学先を卒業する年度の3月まで
2. 貸与金額：入学金 20万円（就学開始年度に限る。）  
奨学金 月額5万円
3. 貸 与 日：4月分（入学初年度は入学金を含む。）から7月分までを7月末日（当日が土曜、日曜、祝日にあたる場合はその前日、以下同様）に、8月分から11月分までを11月末日に、12月から3月までを3月末日までに支給する。
4. 利 息：なし

（保証人）

第7条 奨学生は一定の職業を持ち、独立した生計を維持している者を保証人として立てなければならない。

- 2 保証人は、奨学生と連携して責務を負うものとする。

（届 出）

第8条 奨学生は以下の届出の義務を負うものとする。

1. 居住先に変更があったとき
2. 休学、復学、留年、留学、転学等の異動があったとき
3. その他本人の身分及び保証人に変更があったとき

（奨学金の辞退）

第9条 奨学生は、自己の都合により奨学金の支給を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願（様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、既に奨学金を受給している奨学生から辞退の申出があった場合に、奨学生が

受給決定時に在籍した学科等で学業を継続し、卒業後に法人への就職を引続き希望している場合には、奨学金の返済を猶予することができる。

(奨学金貸与の打切りと一括返済)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本規程の適用を中止し奨学金の貸与を打ち切るものとする。同時に奨学生はすでに貸与された奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括返済しなければならない。

1. 就学先の大学等を退学した場合又は卒業が不可能となった場合
2. 心身の故障のため就学の見込みがなくなると認められる場合
3. 学業成績が著しく不良となったと認められる場合（留年を含む）
4. 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合
5. 奨学生が死亡した場合
6. 奨学生が本規程に違反した場合
7. 虚偽の申請その他不正な手段をもって奨学金の支給を受けた場合
8. 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みが無くなると認められる場合

2 前項の各号に該当した時には、奨学生及び保証人の連名による異動届（様式7号）を速やかに提出するものとする。

(奨学金貸与の停止)

第11条 理事長は、奨学生が休学、又は留学し、若しくは長期にわたって欠勤した場合は、当該期間、奨学金の貸与を停止することができる。

(奨学金貸与の復活)

第12条 理事長は、前条の規定により奨学金の貸与を停止された者が当該事由が終了し、願い出たときは、奨学金の貸与を復活することができる。

(返 済)

第13条 奨学金の返済は次のとおりとする。

1. 当法人に採用された後、奨学金支給期間と同じ期間(以下、「従事必要期間」という。)勤務した場合には奨学金の返済を全額免除する。
2. 勤務期間が従事必要期間を満たさずに当法人を退職した場合には、月額奨学金額に従事必要期間に不足する月数を乗じた額を返還しなければならない。
3. 前第1号の規定により免除された貸与金は所得扱いとなり、所得税及び住民税の課税対象となる

4. 疾病、災害、育児休暇その他の規則で定める特別の事情により勤務できなかった期間は従事必要期間に算入しないものとする

(入職辞退)

第14条 奨学生が卒業（必要な課程を修了）後、当法人に就職しなかった場合は、貸与した奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括返済しなければならない。

(返済の猶予)

第15条 奨学生が卒業（必要な課程を修了）後、当法人に就職する際に必須となる資格を取得できなかった場合は、1年間を限度に返済を延期できる。但し、この場合引き続き資格取得の意思があり、なおかつ当法人への入職の意思がある場合に限る。これらの意思が無い場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第11条と同様の扱いとする。

(延滞利息)

第16条 奨学生は、正当な理由がなく、第10条から第12条に規定される返済金を返済すべき日までにこれを返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の当日までの期間に応じ、返済すべき額につき年10.00%の割合で計算した延滞利息を求めることができる。

(返済の特例)

第17条 奨学生が不慮の病気や事故により死亡等、やむを得ない事情と判断される場合には、理事長は、奨学金の返還額についてその一部の減額、又は全部を免除することができる。

2 当法人に就職した奨学生が、従事必要期間中に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなり、退職となった場合にも奨学金の返還額についてその一部を減額し、又は全部免除することができる。

(報告義務)

第18条 奨学生は毎年4月30日までに過去1年分（前年度の4月1日から3月31日まで）の成績証明書を理事長へ提出しなければならない。

(奨学金台帳の作成)

第19条 理事長は、奨学生ごとに奨学金台帳（様式第8号）を備え、奨学金を貸与した額、

奨学金の返還を免除した額及び奨学金の返還額等についてすみやかに記録し、5年間保存するものとする。

(紛争)

第20条 貸与契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、第1審は横浜地方裁判所において行う。

(雑則)

第21条 本規程に定めのない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理事長が判断する。

(規定の改廃)

第22条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年3月19日理事会決議)